

中央卸売市場（南港市場）発注の業務委託契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	令和6年度大阪市中央卸売市場南港市場情報処理設備保守委託	01-02:機械設備等保守点検	都築電気(株)ボイスクラウドビジネス統括部	1,183,600	令和6年10月4日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
2	令和6年度大阪市中央卸売市場南港市場汚水処理設備オーバーホール業務委託	01-02:機械設備等保守点検	(株)日本管財環境サービス大阪支店	8,745,000	令和6年10月29日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
3	令和6年度大阪市中央卸売市場南港市場受変電設備オーバーホール委託	01-02:機械設備等保守点検	日新電機(株)関西支社	8,654,800	令和6年12月10日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度大阪市中心卸売市場南港市場情報処理設備保守委託

2 契約の相手方

都築電気株式会社ボイスクラウドビジネス統括部

3 随意契約理由

本委託は、南港市場に設置している情報処理設備の保守を行うものである。本設備は、開場日に必要な市況情報（卸売数量や価格等）及び関係者に対する案内情報を掲示する情報表示システム並びに大小動物のせり取引を行うせり機械システムで構成され、それら機能を常に良好な状態にしておく必要がある。

点検・整備にあたっては、情報処理機器（ハード）及び制御内容（ソフト）について製造業者でなければ構造を把握できない部分や用意できない純正部品が多くあり、本保守委託を実施することが可能なのは製造・施工業者である都築電気株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中心卸売市場南港市場設備グループ（電話番号 06-6675-2015）

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

令和6年度大阪市中央卸売市場南港市場汚水処理設備オーバーホール業務委託

2 契約の相手方

株式会社日本管財環境サービス大阪支店

3 随意契約理由

本業務委託は、南港市場で行われると畜業務で発生する汚水を適切に水処理し、適正な水質に改善させ下水放流するための汚水処理設備が経年劣化し、十分な能力を発揮できなくなる恐れがあるため、オーバーホール作業を行うことで機能を回復するものである。

当該設備の製造及び施工を実施したのは、株式会社セキスイエンバイロメント（現 積水アクアシステム株式会社）であるが、保守点検等については、株式会社日本管財環境サービスにすべて移管しているため、同社でなければ整備技術面での対応は不可能であり、既存機器と密接不可分の関係から既存機器に著しい支障が生じる可能性があること、また施工後の性能・作動状態・安全性（製造物責任）に対して保証することが出来ない。

したがって、本業務委託に対して一貫して責任を持たせることができる業者は、株式会社日本管財環境サービスのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場南港市場設備グループ（電話番号 06-6675-2015）

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

令和 6 年度大阪市中心卸売市場南港市場受変電設備オーバーホール委託

2 契約の相手方

日新電機株式会社関西支社

3 随意契約理由

本委託は、南港市場内の電気室に設置されている電力会社の変電所から 20,000 ボルトの電気を受電し、6,000 ボルトに変圧し場内各所に送電する受変電設備に対しオーバーホールを行うものである。

本業務の実施にあたっては、場内全域の停電が必要であり、限られた時間内でオーバーホールを実施するためには、当該設備の構造や仕組み等を理解し手順を確実に把握していることが不可欠である。

したがって、本オーバーホールを密接不可分な関連機器に影響を与えることなく、責任を持って業務を行うことができるのは、製造者かつ施工業者である日新電機株式会社のみであるため、本業務を同社に実施させるものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪市中心卸売市場南港市場設備グループ（電話番号 06-6675-2015）